

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等の一部改正	【告示】	デジタル推進課	
○ 収納事務の委託		畜産課	
○ 保安林の指定施業要件の変更予定		治山課	
○ 収納事務の委託		建築指導課	
○ 〃		会計課	
○ 〃		〃	
○ 〃		〃	
○ 物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等の一部改正		用度課	
○ 役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等の一部改正		〃	
【公告】			
○ 公共測量の終了		監理課	
○ 〃		〃	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課	
			担当課（室）

◎岡山県告示第二百五号

情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等（令和七年岡山県告示第百八十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

本則中「岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領」を「岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領」に、「のうちA級を有している者」を「がAである者（岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領の一部改正（令和七年岡山県告示第百九十八号）附則第二項の規定により入札参加資格を有している者とみなされたものを含む。）」に改め、本則第四号中「申請書類」を「申請手続に関する添付書類」に改め、同号1中「提出書類」を「添付書類」に改め、同1中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(11)までを一ずつ繰り上げ、同号2中「提出書類の作成」を「申請及び添付書類の作成」に、「申請書、」を「申請並びに」に、「委任状は」を「委任状の作成には」に、「で作成し」を「を用い」に、「提出書類で」を「添付書類で」に、「された提出書類」を「された添付書類」に改め、同号3中「提出期間」を「申請期間」に、「二十一日まで（土日及び祝日を除く。）」を「三十日まで」に、「提出は」を「申請は」に改め、同号4中「提出場所」を「申請先」に改め、「岡山市北区内山下二丁目四番六号」を削り、同号5を次のように改める。

5 申請方法

(1) 電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うものとする。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(2) (1)の規定により行われた申請は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岡山県規則第十八号）の規定を準用する。

本則中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前にした改正前の本則第四号5に規定する方法による資格審査の申請は、改正後の本則第四号5に規定する方法による資格審査の申請とみなす。

◎岡山県告示第二百六号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和七年四月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県営と畜場条例（昭和三十七年岡山県条例第十七号）第三条に規定する使用料に係る収納の事務

二 委託した収入の種類

岡山県営と畜場条例第三条に規定する使用料

三 委託を受けた者の名称及び所在地

岡山食肉市場関連企業組合

岡山市中区桜橋一丁目二番四三号

四 委託を受けた事務を行う場所

岡山市中区桜橋一丁目二番四三号に所在する岡山県営食肉地方卸売市場

五 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和七年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 苫田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百八号

地方自治法施行令第の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和七年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

二に掲げる手数料の収納の事務

二 委託した収入の種類

岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号）に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査並びに宅地建物取引士証の交付及び有効期間の更新の申請に対する審査並びに宅地建物取引士証の書換え交付及び再交付に係る手数料

三 委託を受けた者の名称及び所在地

1 公益社団法人岡山県宅地建物取引業協会

岡山市北区駅前町二丁目五番二八号

2 一般社団法人岡山県不動産協会

岡山市北区本町四番一八号

四 委託を受けた事務を行う場所

1 公益社団法人岡山県宅地建物取引業協会

(1) 岡山市北区駅前町二丁目五番二八号

(2) 岡山市北区駅前町二丁目五番一〇号

(3) 倉敷市東富井七二三番五号

(4) 津山市沼四一番一五号

(5) 総社市門田一二五四番地

2 一般社団法人岡山県不動産協会

岡山市北区本町四番一八号

五 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和七年四月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県が開設する収納窓口における使用料及び手数料に係る収納の事務

二 委託した収入の種類

岡山県が開設する収納窓口において収納する使用料及び手数料

三 委託を受けた者の名称及び所在地

地方職員共済組合岡山県支部

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 委託を受けた事務を行う場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号に所在する岡山県庁舎

五 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百十号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和七年四月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
岡山県が開設する収納窓口における使用料及び手数料に係る収納の事務
- 二 委託した収入の種類
岡山県が開設する収納窓口において収納する使用料及び手数料
- 三 委託を受けた者の名称及び所在地
一般社団法人岡山県食品衛生協会
岡山市中区古京町一丁目一番一七号
- 四 委託を受けた事務を行う場所
次のとおり

施設名	備前保健所	備前保健所東備支所	備中保健所	備中保健所井笠支所	備北保健所	備北保健所新見支所	真庭保健所	美作保健所	美作保健所勝英支所	岡山市保健所	倉敷市保健所
-----	-------	-----------	-------	-----------	-------	-----------	-------	-------	-----------	--------	--------

五 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百十一号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項及び百五十八条の二第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和七年四月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県の県事務所に開設する収納窓口における使用料、手数料及び狩猟税に係る収納の事務

二 委託した収入の種類

岡山県の県事務所に開設する収納窓口において収納する使用料、手数料及び狩猟税
委託を受けた者の名称及び所在地

一般社団法人岡山県猟友会

岡山市北区蕃山町四―五

四 委託を受けた事務を行う場所

岡山県備前県民局及び岡山県備中県民局

五 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百十二号

物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等（令和七年岡山県告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

本則中「物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領」を「岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領」に、「第三百六号」を「第三百三十二号」に改め、「有している者」の下に「（岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格要領の一部改正（令和七年岡山県告示第百九十九号）附則第三項の規定により入札参加資格を有している者とみなされたものを含む。）を加え、本則第三号3中「許可、認可等を必要とする」を「免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない」に、「これを得ていない」を「当該許認可等を受けていない者又は当該届出を行っていない」に改め、本則第四号中「申請書類」を「申請手続に関する添付書類」に改め、同号1中「提出書類」を「添付書類」に改め、同1中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(8)までを一ずつ繰り上げ、同1(9)中「許可、認可等を必要とする」を「許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない」に、「許可、認可等を得ていることを証する書面」を「許認可等を受けていること又は当該届出を行っていることを証する書類」に改め、同(9)を同1(8)とし、同1中(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、同号2中「提出書類の作成」を「申請及び添付書類の作成」に、「申請書、」を「申請書並びに」に、「委任状は」を「委任状の作成には」に、「で作成し」を「を用い」に、「提出書類で」を「添付書類で」に、「された提出書類」を「された添付書類」に改め、同号3中「提出期間」を「申請期間」に、「二十一日まで（土日及び祝日を除く。）」を「三十日まで」に、「提出は」を「申請は」に改め、同号4中「提出場所」を「申請先」に改め、「岡山市北区内山下二丁目四番六号」を削り、同号5を次のように改める。

5 申請方法

(1) 電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うものとする。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(2) (1)の規定により行われた申請は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岡山県規則第十八号）の規定を準用する。

本則中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前にした改正前の本則第四号5に規定する方法による資格審査の申請は、改正後の本則第四号5に規定する方法による資格審査の申請とみなす。

◎岡山県告示第二百十三号

役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等（令和七年岡山県告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

本則中「岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領」を「岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領」に改め、「有している者」の下に「（岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領の一部改正（令和七年岡山県告示第百九十九号）附則第二項の規定により入札参加資格を有している者とみなされたものを含む。）」を加え、本則第四号中「申請書類」を「申請手続に関する添付書類」に改め、同号1中「提出書類」を「添付書類」に改め、同1中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(11)までを一ずつ繰り上げ、同号2中「提出書類の作成」を「申請及び添付書類の作成」に、「申請書、」を「申請並びに」に、「委任状は」を「委任状の作成には」に、「で作成し」を「を用い」に、「提出書類で」を「添付書類で」に、「された提出書類」を「された添付書類」に改め、同号3中「提出期間」を「申請期間」に、「二十一日まで（土日及び祝日を除く。）」を「三十日まで」に、「提出は」を「申請は」に改め、同号4中「提出場所」を「申請先」に改め、「岡山市北区内山下二丁目四番六号」及び「総務部財産活用課又は」を削り、同号5を次のように改める。

5 申請方法

(1) 電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うものとする。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(2) (1)の規定により行われた申請は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岡山県規則第十八号）の規定を準用する。

本則中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前にした改正前の本則第四号5に規定する方法による資格審査の申請は、改正後の本則第四号5に規定する方法による資格審査の申請とみなす。

〔一六七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市東区光明谷 地内	測 量 区 域
公共測量（用地測量）	測 量 の 種 類
令和七年三月二十八日	終 了 年 月 日

〔一六八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市東区光明谷 地内	測 量 区 域
公共測量（用地測量）	測 量 の 種 類
令和七年三月二十八日	終 了 年 月 日

〔一六九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西阿曾字久米田一五三四番三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西阿曾一五三五番地

小山 智弘

三 許可年月日及び許可番号

令和七年三月十三日岡山県指令建指第四〇八号